

国の行政組織については、総合調整機能の強化、内部部局、附属機関、地方支分部局の整理、再編合理化を進めるとともに、行政組織の自律機能の強化を推進する。

国家公務員の定員については、第6次定員削減計画を着実に実施するほか、組織の整理再編、事務・事業の合理化等を積極的に推進することによってその一層の縮減を図る。

補助金等については、公的部門の分野に属する施策のあり方及び国と地方との間の費用負担のあり方の見直しという観点に立ち、徹底した整理合理化を推進する。このため、すべての補助金等について個別に見直し、整理合理化を行うほか、統合・メニュー化、終期の設定等の一般的方策を推進することにより補助金等の総額の厳しい抑制を図る。

許認可等の制度については、国民負担の軽減、行政事務の簡素合理化、民間の活力の発揮と自由な活動の助長等に配意しつつ、既存の許認可等の整理合理化を推進する。

### (3) 国と地方公共団体との機能分担の再検討

行政が、全体として総合的・効率的に行われるためには、地方自治の原則と行政サービスの全国的統一性及び公平性確保との調和を図りつつ、国と地方公共団体が機能と責任を分かちながら相互に協力していくことが不可欠である。このため、国と地方の機能分担について、地域性、効率性、総合性という基本的視点に立って再検討を行い、事務の再配分を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与及び地方公共団体の組織等に関する必置規制についての見直しを行い、整理合理化を積極的に進める。機関委任事務についてはその整理合理化を実施するとともに、機関委任事務等のあり方の見直しを行う。

地方公共団体においても、事務・事業の合理化、組織機構の見直し、定員管理の適正化、給与の適正化等による減量化、効率化を積極的に推進することが必要である。

### (4) 公社、特殊法人等の合理化

国鉄、電々、専売の三公社については、経営形態の改革、適切な競争条件の設定等の改革方策を推進する。特に、日本国有鉄道については、臨時行政調査会の行政

改革に関する答申に沿って、事業再建の全体構想を設定しその実現を図る。

現業等の政府直営事業については、民業との調和を図りつつ官業としての適切な役割を果たすことを基本とし、官業に伴いがちな非能率を避け、民間活力を活用すること等により徹底して事業運営を合理化・効率化する。

特殊法人等についても、行政の減量化と官民の事業分野の調整という観点から徹底した見直しを行い、経営形態の変更、事業の廃止・縮小・限定等を推進する。また、政府資金等への依存から脱却し、経営の自立化に努めるとともに、経営の活性化を図るための方策の確立に努める。

## 2 財政の改革

### (1) 基本的考え方

現在財政は著しい構造的不均衡状態にあり、このため、財政の対応力が損なわれ、財政の景気調整機能が当面十分に発揮できない状況にあるほか、このような財政状況の悪化は、国民生活に必要な公共サービスの確保という財政本来の機能に重大な支障をきたすおそれをもたらしている。また、このまま大量の公債発行が続くことになれば、今後の経済動向如何によっては民間部門への資金供給を阻害するおそれがあり、さらに、かかる事態を回避しようとするれば、通貨供給量が過大となって経済にインフレ要因を持ち込むことにもなりかねない。さらに、今後急速に到来する高齢社会や変動する経済社会の要請に財政が積極的に的確な対応をしていく能力を失わせるおそれがある。

したがって、今後、国、地方を通じ、歳出・歳入構造の徹底した見直し・合理化に努め、我が国財政の健全性・弾力性を確保し、今後予想される経済社会の変動に弾力的に対処し、経済の活性化に貢献し得る新しい時代の財政を構築する財政改革の努力が要請される。

### (2) 財政体質の改善

まず歳出面においては、現下の諸情勢と将来への展望を踏まえ、公と私、家庭、職場、地域等の役割分担を徹底的に見直すことにより、これまでは財政支出が適当とされてきた施策についても、今日の情勢の下でなお財政が関与すべきかどうかという行財政の守備範囲の洗い直し、並びに受益と負担両面にわたる再検討等を一層厳しく行うとともに、後年度負担についてもこれを極力抑制する。

このため、国の予算編成に当たっては、今後とも厳しい概算要求枠を設定するとともに、国、地方を通じ臨時行政調査会の答申において指摘された各種施策についての改革方策の実現を図る。

このような観点から、展望と指針のねらいとしている、①平和で安定的な国際経済社会の発展への貢献、②活力ある経済社会の形成、③安心して豊かな国民生活の形成のための諸政策を厳しい財政の制約の下で、いかに効率的かつ合理的に行っていくかについての厳しい選択が必要である。

このような努力を背景として、歳入面においても、経済社会構造の変化に即して、行政サービスの範囲、水準と負担のあり方を見直すという観点から歳入構造の合理化、適正化に努める。即ち、各種公共サービスの確保は、国民の負担により裏付けられるものであるとの基本的考え方の下に、税負担の公平確保の観点を踏まえ、税負担及び税体系のあり方について幅広く検討する。

なお、税外収入について、幅広く増収策を検討し、その確保に努める。

また、受益者又は原因者が特定される各種の公共サービスの対価に関し、資源の浪費を防ぎ、また財政の効率性を高める観点、あるいは受益又は原因に応じて負担の公平を図る観点から、受益又は原因と負担の関係を明らかにし、負担金、料金、価格等の決定に際しては応益負担及び原因者負担の原則を一層徹底する。

以上の見直しに当たっては、国と地方との間の役割分担と費用負担等のあり方についても幅広く検討するとともに、地方財政については、国及び地方を通ずる行財政の減量化、受益と負担の明確化及び地方公共団体の自主性・自律性の強化の観点からそのあり方を検討する。

このような努力の積み重ねによって、対象期間中に特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努め、財政の対応力の回復を図る。

また、地方財政については、交付税特別会計における借入金依存からの脱却と地方債依存度の引下げに努め、収支の均衡を回復するよう、その健全化を推進する。

### (3) 公債の適切な管理

国債残高が既に100兆円を超え、地方債の発行残高も相当額に達しているが、さらにこのような公債の大量発行が続けば長期金利の高止まりの一因となり民間投資活動を抑制することとなるおそれがあることに加え、昭和60年度から昭和50年度以

降発行された巨額の国債等の借換え・償還が本格化することを勘案すれば、公債発行額自体の圧縮の努力と合わせ、公債の円滑な消化のための一層適切な公債管理が必要である。

このため、引き続き公債の種類、発行方式の多様化、個人消化の促進、流通市場の拡大、安定化に努めるほか、発行条件の決定に際しても流通市場の実勢にできるだけ配意していく。

なお、昭和60年代の特例公債を含む公債の大量償還に要する財源の確保については、基本的には歳出の抑制、歳入の確保又は借換債の発行ということも含めての公債発行の手段によって行わざるを得ないが、その具体的な方策については、今後、財政改革を着実に進めていく過程で、国民的合意を得つつ、検討を進める。

### 3 大量の公債発行下における金融の対応

#### (1) 基本的考え方

我が国の経済成長率の鈍化に伴うマネーフローの変化、昭和50年度以降の公債大量発行に伴う公社債市場の拡大、短期金融市場の拡大、個人・法人の金利選好の高まり、金融の国際化等を背景として、これまで自由な金利機能の活用を進める方向での金融の自由化の領域が拡大してきている。

今後、経済・金融の国際化の一層の進展が予想されることに加え、大量の公債の本格的な借換え・償還の開始、それに伴う期近債や借換債の増大、企業、家計における金利選好の高まり等金融の自由化を促進するインセンティブはさらに強まることが見込まれるほか、金融における機械化の進展が自由化の動きに側面から影響を与える可能性もあり、引き続き、金融市場、金融取引等金融のあらゆる分野で、自由化が漸次進展していくものと考えられる。

#### (2) 金融の自由化の推進

経済・金融の国際化の進展、国債の大量発行の持続等から生ずる金利の自由化・弾力化の要請は避けて通れぬ課題であり、また、金利の自由化が漸次進展する過程で、金融全体の効率化を図り、国民の金融に対するニーズの多様化に対応していくためには、金融取引等の面においても規制を弾力化していくことが基本的には望ましい方向である。

さらに、金融政策の有効性を確保し、経済の安定的発展に資する上からも、金融

の自由化を推進し、競争原理を通ずる金利機能の一層の活用を図ることが重要である。

他面、金融の自由化が様々なかたちで実体経済に与える影響等を十分見極めるとともに、信用秩序の維持や既存の金融制度・金融慣行等との調和にも配慮する必要がある。

このような配慮の下に、我が国経済・金融構造や金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融面でもこれにふさわしい適切な体制を漸進的に整えることとし、基本的には金融の自由化に前向きな取組みを図る。

### (3) 金融政策のあり方

金融政策の遂行に当たっては、近年における経済の安定成長への移行、金融の国際化の進展等を背景に、金利機能の活用を進めつつ、通貨価値の安定を基本としなくてはならない。このため今後ともマネーフローの変化を踏まえつつ金利とともに通貨量を重視した金融政策を機動的に発動していく必要がある。

他面、公債の大量発行の持続やその残高の累増は、今後の経済動向如何によっては民間資金需要のクラウド・アウトあるいは通貨供給量の総枠を拡大させようとする圧力を惹起しやすい点に顧みれば、財政の大幅な赤字をすみやかに縮小していくことが金融政策の適切な運営を図るとともにその有効な機能を確保するためにも必要な条件であると考えられる。

このように徹底した行財政改革の推進は、その成果である財政赤字の縮小を通じて、金融面から、民間経済活動の活性化に資する効果を持つものであり、公的部門の合理化、効率化による民間活力の増大と相まって、将来の活力ある我が国経済社会の基礎づくりに貢献するものである。

なお、政策金融については、民間資金の活用、民間金融では円滑な資金供給が行われにくい分野に対する効率的な資金配分といった観点から検討を進める。

## [ 3 ] 国際経済社会の発展への貢献

1980年代の世界経済は、多極化への動きが続く中で、安定的秩序を模索していくことになるだろうが、世界経済に占める地位が極めて高くなった我が国は、国際経済社会の発展に積極的に貢献する責務を持っている。このような観点から、今後講ずべき対外

経済政策の基本方向は下記のとおりであるが、その遂行に当たっては、これらの諸施策が相互に密接に関連していること、その多くが我が国のみでの努力によっては実効を期しがたいこと、我が国の国内経済運営が大きな対外的意義を持つに至っていること、国際環境には流動的で不確定な要因も多いこと等にかんがみ、各施策間の相互調整に留意することはもとより、各国との政策協調を一層密にするとともに、国内政策との緊密な連携の下に機動的に実施していく必要がある。

## 1 世界経済秩序の再構築への貢献

国際経済社会の発展のためには、自由貿易体制の堅持、国際通貨制度の安定、国際的ファイナンスの円滑化が極めて重要である。我が国としては、貿易、国際金融等の相互間の関係を勘案し、これらに関連する国際機関の機能及び連携の強化を図るとともに、南北対話を含めた国際的な協議の推進に積極的に貢献する等、国際協力の下に、世界経済の多極化を背景として70年代以降動揺が続いている世界経済秩序の再構築に、次のような施策を通じて貢献していく。

自由貿易体制の維持・強化のため、GATT閣僚会議の閣僚宣言を最大限に尊重しつつ、GATTの機能強化や運営面における協調のために、積極的な役割を果たす。このため、現在交渉中のセーフガードについて参加国間の包括的合意の形成に積極的に貢献するとともに、新しい交渉ラウンドへ向けての協議に協力する。今後重要性を増すサービス貿易については、通商ルールづくりに積極的に協力する。

また、国際通貨制度の安定的運営のため、主要通貨国の協調介入を含む政策協調、サーベイランスを含むIMFの機能の充実を図る必要があり、これに積極的に協力する。国際的ファイナンスの円滑化のため、国際金融機関を強化する等の国際協調に貢献する。

主要国首脳会議、OECD等の国際的な協議の場を通じ、世界経済秩序の再構築や経済運営に関する国際的政策協調に積極的な役割を果たす。

## 2 内需中心の成長等による国際的に調和のとれた対外均衡の達成

世界経済が多くの困難を抱える中で、各国の保護貿易主義的圧力は強く、貿易収支の黒字を続ける我が国に対して貿易不均衡の是正を求める声も高まっている。

このような状況を踏まえ、我が国としては、保護貿易主義の台頭を防止し、貿易の拡大均衡を通じて世界経済の発展に貢献するとの観点に立って、適切な経済運営

を行い、内需を中心とした適度な経済成長の実現を図るとともに、市場開放、輸入促進、産業協力、経済協力等の積極的推進、我が国金融・資本市場の国際的役割の増大に対応した資本交流の促進を図る。

我が国の今後の対外均衡については、このような諸施策の適切かつ機動的な実施と為替レートの調整機能の活用とを通じて、世界の国際収支構造の変化など国際経済情勢を十分勘案しつつ、経常収支、基礎収支など我が国の国際収支の各項目の動向を注視しながら、国際的に調和のとれた姿を達成していく。

### 3 世界経済活性化への貢献

#### (1) 貿易の拡大均衡と貿易構造の高度化等

自由貿易体制を堅持し、保護貿易主義の台頭を防止するため、我が国は率先して市場開放に努め、製品輸入の拡大を図るとともに、貿易摩擦なき輸出の確保に努めることによって、貿易の拡大均衡を図る必要がある。

このような観点に立って、我が国市場の一層の開放を図るため、①東京ラウンド合意の円滑な達成を図るなど、各国と協力しつつ、関税及び非関税障壁の軽減又は撤廃に努める、②市場開放問題苦情処理推進本部（O. T. O.）の活動をさらに充実させるとともに、規格・基準の国際化の推進、その作成過程の透明性の確保等輸入検査手続等についての一層の改善を図る、③サービス貿易に関する規制の緩和を行う、④農産物については、生産性の向上を図るとともに、関係国との友好関係に留意しつつ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている国内農業の健全な発展と調和のとれた形での市場開放に努める。

製品輸入の一層の拡大を図るため、①流通機構、商慣行等我が国の市場特性に対する諸外国の理解の増進、②ジェトロ等による輸入商品に対する適切な情報の提供、国民の輸入品を歓迎する意識を高揚するための努力、等を行う。

また、産業構造の高度化を通じて貿易構造を高度化し、国際協調の下で、長期的な視点に立って調和ある水平的国際分業関係の形成を促進する。このため、市場メカニズムの活用を基本としつつ、①創造的自主技術開発政策の推進及び輸銀資金・輸出保険制度の活用によるプラント・技術輸出、海外建設の円滑な推進等により、輸出構造の高度化、高付加価値化を図るとともに、②積極的産業調整の推進、産業の省資源・省エネルギー化を通じて製品輸入の拡大、原燃料輸入負担の軽減に努め

る、等の施策の促進を図る。

貿易摩擦の誘発を防止するとともに、経済社会安全を確保し、我が国の輸入の誘発効果を広範な地域に波及させるため、輸出市場・輸入相手国の多角化を図る。このため、今後とも、特惠関税を維持する等発展途上国貿易への配慮を行うとともに、東西貿易についても西側諸国との協調等に配慮して、その推進を図る。

以上の施策を円滑かつ効果的に実施し、諸外国との調和ある通商関係を維持するため、政治、経済、特定産業及び市場の動向についての国際的な情報の収集・提供、人的交流、文化交流の推進を図る。

## (2) 地球的規模の諸問題への対応等

食料問題、エネルギー問題、環境問題等の地球的規模の諸問題への対応に、これまで国内で活用されてきた技術、人的資源等を活用する。また、高い潜在力を有する近隣の太平洋地域をはじめ各国の経済発展に対し、民間活動を中心として協力することを通じて世界経済の活性化に貢献する。

## (3) 産業協力及び直接投資等の積極的推進

我が国民間企業の活力を資本、技術移転を通じて世界経済の活性化に役立たせるとともに、調和ある国際分業関係の形成に資するため、投資交流、技術交流、第三国市場協力などによる産業協力及び直接投資を積極的に推進する。このため、政府及び民間ベースで、諸外国との意見交換を活発化するとともに、内外への情報提供体制の強化を図る。特に、対内・対外直接投資を積極的に推進するため、投資保護協定締結の推進、海外投資保険制度、金融上の支援の活用等を図ることにより、広範な投資環境の整備を行う。また、先端技術の共同開発を含む技術交流を推進するとともに、科学技術に関する先進国間の研究協力にも積極的に対応する。

## (4) 国際金融面での協力

円の対外価値を国際的に調和のとれた水準で安定させるため、我が国の基礎的な経済条件を良好に保つとともに、変動相場制の安定的運営のための協調介入を含む国際協力に貢献する。

我が国経済の地位の向上と金融・資本市場の国際化の進展にかんがみ、準備通貨としてのみならず取引・決済通貨としてバランスのとれた円の国際化の進展に留意しつつ、我が国金融・資本市場の国際的役割のより一層の増大を図る。金利の自由



化、弾力化等を引き続き進めることによって我が国金融・資本市場の発展を図ることは、その国際的役割のより一層の増大に寄与するものである。

また、現下の債務累積問題への対処を含め、国際金融の円滑化のため、IMFの増資をはじめとする国際金融機関の機能拡充を推進するとともに、各国政府、中央銀行、国際金融機関、民間金融機関の国際協力の強化等に貢献する。

#### 4 経済協力の拡充

発展途上国の抱える多くの困難、我が国と発展途上国との相互依存関係を背景に、発展途上国の経済社会開発への自助努力を支援する経済協力の重要性は一段と高まっている。対外政策の柱としての積極的な経済協力を通じて南北問題の解決、世界経済の調和ある発展、世界の平和と安定への貢献に努めることは、国際的地位が近年極めて高まっている我が国の責務であり、また我が国の安定的発展の基礎でもある。

経済協力の推進に際しては、我が国と発展途上国の国民の相互理解を図り、相手国の人造りに協力することを基本としつつ、政府開発援助の積極的拡充、民間活力を生かした貿易・投資等の協力により総合的に推進する。また、相手国の経済社会の実態を踏まえ、その経済開発を効果的に促す等により、これまで以上に効率的な推進に努める。

##### (1) 政府開発援助の積極的拡充と質的改善

[1] 経済協力の中核をなす政府開発援助については、中期目標（56年～60年）を設定して、その達成に努めてきている。今後においても、我が国の国際的責務と過去の実績等を踏まえ、その積極的拡充に努力する。政府開発援助の対GNP比率の国際目標（0.7%）については、引き続きその達成に努め、当面、これを速やかに先進国水準まで高めることを目指す。

[2] 援助条件については、グラント・エレメントの国際目標（86%）を目指し引き続き努力する。また、アンタイド化を基本原則として、内外にわたる諸般の事情を考慮しつつ、その着実な実行に努める。

[3] 政府開発援助の拡大に当たっては、予算の拡充、援助約束の拡大、実施手続きの迅速化等拡大のための整合的な努力を行うとともに、専門的能力を備えた人材の養成、確保を行う。